

## 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会における想定される論点

**想定される論点**

- ◆ 質保証の仕組みである「大学設置基準」、「設置認可審査（事前チェック）」、「内部質保証」、「認証評価（事後チェック）」それぞれの機能と役割の明確化、バランスについて
- ◆ 定員管理の在り方（入学・収容定員か、学部・大学単位か、社会人・留学生等の取扱い等）について
- ◆ 情報技術の進展を踏まえた授業方法（オンライン教育・遠隔教育の在り方等）について
- ◆ 大学の活動を積極的に説明し、社会的評価を得るといった観点から、大学の教育研究活動等に係る情報公表の促進について

**【背景】**

18歳人口の減少、産業構造の変化、グローバル化、地方創生など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、大学が特色を発揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要である。

一方で、大学は社会に有為な人材を育成していない、大学生は学習時間が少ない、大学数が多い、大学教育の質が低いといった様々な指摘もある。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の学修者本位の教育への転換の必要性が指摘されるとともに、その教育の質保証の在り方を見直す必要があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、新たな在り方に向けた大きな転換期を迎えている。

本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した現行の質保証の仕組みの検証を行うとともに、時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなどについて審議を行う。

(参考)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」における  
「質保証システム」に関する記載（抜粋）

**高等教育改革の実現すべき方向性**

高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。（「はじめに」より）

**保証すべき教育の質**

どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概には言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

（「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－」より）

**質保証の在り方を見直す目的**

多様な学生が学ぶキャンパスを実現していくためには、現在中心となっている18歳で入学してくる日本人学生のみならず、社会人、留学生等、多様で幅広い年齢層の学生が学ぶ環境を整えていくことが必要である。その際には、魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要であり、現在の質保証の在り方を見直し、より時代に即したものにする必要がある。

（「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－」より）

**大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」**

大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を推進することが求められる。（略）

また、各大学等が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、

積極的に説明責任を果たしていくという観点からも大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要である。(略)

教育の質の保証や情報公表に真摯に取り組まない大学は、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態に至ることがあり得ることも覚悟しなければならない。

(「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－」より)

### **国が行う「質保証システム」の改善**

2040 年に向けた高等教育の課題と方向性を踏まえ、(略)「多様な価値観が集まるキャンパス」<sup>1</sup>を実現するためには、現在の設置基準を時代に即したものとして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要がある。

なお、この見直しについては、新たに設置される大学のみならず、既存の大学も含んだ全ての大学を対象として、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から行うものであり、今後、専門的な審議を経た上で行うべきである。

(「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－」より)

### **大学設置基準**

大学設置基準については、定性的な規定については解釈の明確化を図り、当該解釈に基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるようにするため、解釈に関する通知を発出する。

今後、時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討する。

(「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－〈具体的な方策〉」より)

---

<sup>1</sup> 個々人がその可能性を最大限に活かし、AI 時代やグローバル時代を生きていく能力を獲得するためには、画一的な、教育を提供する側が考える教育から脱却し、高等教育は「多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場」＝「多様な価値観が集まるキャンパス」になることが必要である。

(「Ⅱ. 教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－」より)

## **設置計画履行状況等調査・認証評価**

設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条<sup>2</sup>に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。

(「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－〈具体的な方策〉」より)

## **認証評価**

認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。

機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。

分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。

認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

(「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－〈具体的な方策〉」より)

---

<sup>2</sup> 第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

## **情報公表**

各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が必要である。

学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり（略）するなど、情報公表を促進する。

（「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－〈具体的な方策〉」より）